

事 務 連 絡
令和3年(2021年)9月28日

(一社)北海道森林土木建設業協会会長 様
(一社)北海道水産土木協会会長 様

水産林務部総務課長

「認定路線における交通誘導警備員の配置について」の一部改正につ
いて

このことについて、別紙のとおり一部改正を行いましたので、参考までにお知らせ
致します。

記

- 1 改正概要
押印の廃止等
- 2 適用
本通知は、通知日から適用とする。

((管理係) 主査 (積算調査))

(様式1)

年 月 日

検定合格警備員を配置できない理由書

(受注者)

工 事 番 号	
工 事 名	
工 期	年 月 日～ 年 月 日
交通誘導を 必要とする期間	年 月 日～ 年 月 日
検定合格警備員を 配置できない期間	年 月 日～ 年 月 日
〔理由〕	

注 工期の一部に検定合格警備員を配置できない場合は工程等を記入すること。

(様式 2)

年 月 日

検定合格警備員を配置できない理由書

(受託者)

業 務 番 号	
業 務 名	
委 託 期 間	年 月 日～ 年 月 日
交 通 誘 導 を 必要とする期間	年 月 日～ 年 月 日
検定合格警備員を 配置できない期間	年 月 日～ 年 月 日
〔理由〕	

注 工期の一部に検定合格警備員を配置できない場合は工程等を記入すること。

記載例

(様式1)

年 月 日

検定合格警備員を配置できない理由書

(受注者)

工 事 番 号	〇〇〇
工 事 名	森林管理道〇〇線開設工事
工 期	令和3年6月10日～令和3年11月30日
交通誘導を必要とする期間	令和3年6月20日～令和3年10月31日
検定合格警備員を配置できない期間	令和3年6月20日～令和3年 8月20日

〔理由〕

管内工事の施工状況から、検定合格警備員が確保できないため。
 なお、8月21日以降の作業については、(株)△△警備保障により配置する予定である。

〔工程〕

月 工種名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
準備工	-----						
道路土工		-----					
路盤工			-----				
舗装工				-----			
後片付け						-----	

注 工期の一部に検定合格警備員を配置できない場合は工程等を記入すること。

(様式1)

~~平成~~ 年 月 日

検定合格警備員を配置できない理由書

受注者

(~~請負~~)

印

工 事 番 号	
工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
交通誘導を必要とする期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
検定合格警備員を配置できない期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
〔理由〕	

注 工期の一部に検定合格警備員を配置できない場合は工程等を記入すること。

(様式 2)

~~平成~~ 年 月 日

検定合格警備員を配置できない理由書

(受託者)

~~印~~

業 務 番 号	
業 務 名	
委 託 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
交 通 誘 導 を 必要とする期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
検定合格警備員を 配置できない期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
〔理由〕	

注 工期の一部に検定合格警備員を配置できない場合は工程等を記入すること。

記載例

(様式1)

~~平成~~ 年 月 日

検定合格警備員を配置できない理由書

受注者
(~~請負者~~) 印

工事番号	〇〇〇																																																						
工事名	森林管理道〇〇線開設工事																																																						
工期	平成2 令和3年6月10日～ 平成2 令和3年11月30日																																																						
交通誘導を必要とする期間	平成2 令和3年6月20日～ 平成2 令和3年10月31日																																																						
検定合格警備員を配置できない期間	平成2 令和3年6月20日～ 平成2 令和3年 8月20日																																																						
<p>〔理由〕</p> <p>管内工事の施工状況から、検定合格警備員が確保できないため。 なお、8月21日以降の作業については、(株)△△警備保障により配置する予定である。</p> <p>〔工程〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月 工種名</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備工</td> <td>┆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路土工</td> <td></td> <td>┆</td> <td>┆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>路盤工</td> <td></td> <td></td> <td>┆</td> <td>┆</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>┆</td> <td>┆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後片付け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>┆</td> <td>┆</td> </tr> </tbody> </table>								月 工種名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	準備工	┆							道路土工		┆	┆					路盤工			┆	┆				舗装工					┆	┆		後片付け						┆	┆
月 工種名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																
準備工	┆																																																						
道路土工		┆	┆																																																				
路盤工			┆	┆																																																			
舗装工					┆	┆																																																	
後片付け						┆	┆																																																

注 工期の一部に検定合格警備員を配置できない場合は工程等を記入すること。

事 務 連 絡
令和3年(2021年)9月28日

(一社)北海道森林土木建設業協会会長 様
(一社)北海道水産土木協会会長 様

水産林務部総務課長

「コンクリート再生骨材使用に関する積算等の取扱いについて」の一部改正について

このことについて、別紙のとおり一部改正を行いましたので、参考までにお知らせします。

記

- 1 改正概要
押印の廃止等
- 2 適用
本通知は、通知日から適用とする。

((管理係)主査(積算調査))

コンクリート再生骨材使用に関する積算等の取扱いについて

1 関係法令及び基本的な事項

北海道が発注する公共工事における再生資源の利用及び再生資源化施設の活用については、国土交通省から通知のあった「リサイクル原則化ルール（H18.6.12）」に基づき、「建設副産物適正処理マニュアル」を作成し、建設副産物の再利用・適正処理に努めてきたところですが、この趣旨を踏まえつつ、実態に即した一層の再生資源活用を推進する必要があることから、次のとおりコンクリート再生骨材使用に関する運用方針を具体化し、より適正な再生資源の使用に努めるものとする。

2 一般事項

- (1) 現場で使用する骨材等については、現場内の再利用に努め、現場外から調達するときは40km（直線距離）の範囲内に再資源化施設があり、求める品質基準を満たす場合は、コンクリート再生骨材を使用することを原則とする。
- (2) 再生骨材の品質基準等については、「北海道森林土木工事共通仕様書」、「北海道水産土木工事共通仕様書」による。

3 積算等

- (1) 再生骨材単価が、再資源化施設渡し単価で設定されている地域について
 - ア 再資源化施設が40kmの範囲内にある場合は、当初設計において当初積算時点での供給の可否にかかわらず使用可能箇所全量について、再生骨材により積算（運搬費等も含めて一番安価な処理施設）するものとする。
 - イ 特記仕様書において、再生骨材の規格、使用数量、適用工種及び積算上の再資源化施設までの距離等を明示する。
 - ウ 工事発注後に、使用時期を協議し再資源化施設に供給量の確認を行う。

確認は受注者からの情報提供を基に発注者が供給可能なプラントを確認し、明示した条件に変更がある場合、若しくは供給量が確保出来ない場合について理由を明確にして設計変更する。
- (2) 再生骨材単価が、ゾーン単価で設定されている地域について
 - ア 当初設計において、当初積算時点では供給の可否にかかわらず使用可能箇所全量について、再生骨材により積算するものとする。
 - イ 特記仕様書において、再生骨材の規格、使用数量及び適用工種等を明示する。
 - ウ 工事発注後に、受注者はゾーン内40kmの範囲にある再資源化施設に供給量の確認を行う。

確認の結果、供給量が確保できない場合は、受注者からの情報提供を基に発

注者が供給可能なプラントを確認し、明示した条件に変更がある場合、若しくは供給量が確保出来ない場合について理由を明確にして設計変更する。

ゾーン外からの供給については、運搬に係る費用を別途積算すること。

(3) その他

ア 再生骨材の材料割増しの補正係数は新材(切込砕石)の取扱いと同じとする。

イ 再資源化施設が40kmを超える場合でも、新材より経済的であれば再生骨材を利用する。

ウ 特記仕様書の記載例等については、別紙を参考とする。

特記仕様書記載例

コンクリート再生骨材の使用（再生骨材単価が、再資源化施設渡し単価で設定されている地域）

当該工事におけるコンクリート再生骨材の使用については、次のとおりとする。

- 1 規格、使用数量及び適用工種等
コンクリート再生骨材：0~40mm（S P O OからS P O O 路盤工）〇〇〇m³
コンクリート再生骨材：0~80mm（S P O O擁壁工、△△基礎工）〇〇m³
- 2 現場から再資源化施設までの距離：〇〇 km（積算上、運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）
- 3 施工時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量の確認を行い、施工協議簿に別紙「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告するとともに、変更がある場合は設計変更の協議を行うこと。
- 4 コンクリート塊の処理・再利用の考え方については、建設副産物適正処理マニュアルを参照とする。

コンクリート再生骨材の使用（再生骨材単価が、ゾーン単価で設定されている地域）

当該工事におけるコンクリート再生骨材の使用については、次のとおりとする。

- 1 規格、使用数量及び適用工種等
コンクリート再生骨材：0~40mm（S P O OからS P O O 路盤工）〇〇〇m³
コンクリート再生骨材：0~80mm（S P O O擁壁工、△△基礎工）〇〇m³
- 2 施工時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量の確認を行い、施工協議簿に別紙「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告するとともに、変更がある場合は設計変更の協議を行うこと。
- 3 コンクリート塊の処理・再利用の考え方については、建設副産物適正処理マニュアルを参照とする。

(別 紙)

年 月 日

(受注者)

様

住所
施設名
担当責任者
T E L
F A X

再生資材の出荷確認について（回答）

年 月 日に貴社より依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

記

1 工事名

2 出荷できる再生骨材の規格、出荷可能数量及び出荷可能時期

規 格	出荷可能数量(m3)	出荷可能時期	備 考

(別紙)

平成 年 月 日

(受注者)

様

~~住所~~

~~再資源化施設名~~

印

担当責任者

TEL

FAX

再生資材の出荷確認について（回答）

平成 年 月 日に貴社より依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

記

1 工事名

2 出荷できる再生骨材の規格、出荷可能数量及び出荷可能時期

規格	出荷可能数量(m3)	出荷可能時期	備考

事 務 連 絡
令和3年(2021年)9月28日

(一社)北海道森林土木建設業協会会長 様
(一社)北海道水産土木協会会長 様

水産林務部総務課長

「排ガス対策型建設機械の使用について」の一部改正について

このことについて、別紙のとおり一部改正を行いましたので、参考までにお知らせします。

記

- 1 改正概要
押印の廃止等
- 2 適用
本通知は、通知日から適用とする。

((管理係)主査(積算調査))

別紙-4

理由書記載例

排出ガス対策型建設機械を使用できない理由

年 月 日

(工事監督員) 様

(受注者)

工 事 名			
現場代理人			
機 械 名		規 格	
当該工事で使用できない理由 (例) 自社持ち機械を使用し、排出ガス浄化装置を装着するには資金不足のため。			
今後の方針 (例) 資金調達が出来次第、排出ガス浄化装置を装着する予定。 (概ね1年後を予定)			
機 械 名		規 格	
当該工事で使用できない理由 (例) 自社機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場にないため。			
今後の方針 (例) 自社機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場に追加され次第、装着する予定。			

別紙-4

理由書記載例

排出ガス対策型建設機械を使用できない理由

平成 年 月 日

(工事監督員) 様

受注者
(請負者名)

印

工 事 名			
現場代理人			
機 械 名		規 格	
当該工事で使用できない理由 (例) 自社持ち機械を使用し、排出ガス浄化装置を装着するには資金不足のため。			
今後の方針 (例) 資金調達が出来次第、排出ガス浄化装置を装着する予定。 (概ね1年後を予定)			
機 械 名		規 格	
当該工事で使用できない理由 (例) 自社機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場にないため。			
今後の方針 (例) 自社機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場に追加され次第、装着する予定。			